

ふるさと納税について

手続きをすると、寄附金のうち2,000円を超える部分については所得税の還付、住民税の控除が受けられます。*個人の所得状況により上限額があります。

STEP.1 寄附額を決定

控除限度額の目安は「総務省ふるさと納税ポータルサイト」などで確認できます。



STEP.2 寄附

寄附金額は2,000円から受け付けています。
ご寄附の方法 / ①クレジットカードによる寄附
②ゆうちょ銀行での払込による寄附



右側のQRコードより、ふるさと納税専用サイト「ふるさとチョイス」の「ガバメントクラウドファンディング」ページにアクセスし、お申込みください。

山形県外在住の方

返礼品を選択（寄附金額が1万円以上の方が対象）

山形県民の方

（制度上返礼品はございません）

STEP.3 お礼の品が届く

選択いただいた返礼品を送付します。
*品物によりお届け日数が異なります。

STEP.4 税金控除のための手続き

寄附の際、ワンストップ特例申請（確定申告を行わなくても、ふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組み）をご希望された方には、「寄附金受領証明書」とともに申出書を送付しますので、御記入のうえ山形県に提出してください。

*寄附先自治体が5か所を超える方は確定申告が必要です。

STEP.5 税金が控除

翌年の住民税が控除されます。

*確定申告を行われた場合は、一部がその年の所得税からの還付となります。

返礼品の例

寄附をしてくださった山形県外在住の方には、山形県のおいしい農産物や県産酒・工芸品などの返礼品をお選びいただけます（寄附金額1万円以上の方が対象）。

